

申請者氏名 朴 泰 珍

申請学位 博士(経済学)

論文題目 金融制度改革の韓・日比較研究  
——業務領域と所有構造を中心に——

1997年12月12日

審査委員

主査(氏名) 小西一雄 ㊟

(氏名) 郭 洋春 ㊟

(氏名) 山口義行 ㊟

## I. 論文の内容の要旨

### (1) 論文のテーマについて

日本では70年代後半以降、とりわけ80年代に金融の自由化・国際化・証券化が進展し、90年代に入って金融再編の動きが日本版ビッグ・バン構想にみられるように加速化している。韓国でも80年代に金融制度改革が始まり、90年代に入ってその改革が本格化している。こうした金融改革の流れは欧米でもみられる世界的傾向であるが、本論文は表題にみるように、韓国と日本の金融制度改革のそれぞれの背景、要因、意味を分析しながら、それらを比較検討したものである。ただし分析対象は両国だけにとどまるものではなく、第5章の第2節の「範囲の経済性」にかかわる論議や第3節、および第10章第2節ではアメリカの経験や論争が取り上げられており、こうしたアメリカの事例が韓日比較においても意識されている。

副題の「業務領域」というまでもなく銀行、証券、信託、保険など業務の乗り入れ、多角化の問題であり、金融制度改革の中心の問題のひとつである。いまひとつの「所有構造」は、日本では金融持ち株会社解禁論に代表されるような問題であるが、韓国の場合は、本論文においては、財閥の金融支配にかかわる問題として取り上げられており、所有構造の問題には産業企業と銀行・金融機関の関係を規定する重要な意味が与えられている。

### (2) 論文の特徴的な視角について

「各国独自の資本蓄積の過程とそのあり方の変化に応じて、金融システムの性格とあり方も変化するものであるという基本的視角にもとづいて、韓国と日本における金融自由化・金融制度改革について再検討を行う。」この叙述にもみられるように、本論文のもっとも大きな方法的特徴は、資本蓄積の変化と金融制度改革との関連を問うという視角である。

### (3) 論文の構成について

本論文は目次、本文、注、参考文献リストを含めて400字詰め原稿用紙で約500枚程度の分量であるが、その構成は全11章からなっている。ただし、第1章、第2章、第6章、第7章はいずれも全体の構成を整えるために設けられている短い章であり、中心的内容は残る7つの章である。

日本については、第3章で日本の金融構造の変化の背景を跡づけ、第4章では金融制度改革それ自体の経緯の詳細を紹介し、第5章ではこれらを統合する形で日本の金融制度改革を日本における資本蓄積の変容、具体的には高度成長から低成長への移行という観点から分析している。

韓国については、第8章で韓国の金融制度の歴史的な展開過程を韓国の経済成長の変遷とともに跡づけ、第9章では金融制度改革それ自体の内容を詳細に紹介し、第10章ではそれらを統合する形で、韓国における金融制度改革を資本蓄積の変容、従来型の高成長の行き詰まりという観点から分析

している。

そして最終章において両国の金融制度改革の背景、要因、意義が総括的にまとめられ比較されている。

#### (4) 論文内容の概要

①日本における金融制度改革の背景は高度成長から低成長への移行にともなう資金不足経済から資金余剰経済への移行である。日本における金融制度改革の要因として一般に指摘されている「二つのコクサイ化」、すなわち国債の大量発行・流通をもたらしたインパクトと日米円ドル委員会にみられる「外圧」の問題もこうした視角のなかに位置づけることが必要である。

②日本における金融制度改革の意味については次の二点が注意されなければならない。ひとつは「日本における金融自由化・金融制度改革は实体经济に関連した資金の効率的な配分を媒介しているというよりは、企業の投資停滞下での、实体经济とかかわりのない金融流通と種々の財テク、マネー・ゲームを媒介することになった」ことである。これと関連していまひとつは「金融の自由化が媒介するものは巨大金融機関中心の金融の再編・整理であり、国境を越えた金融寡占化への進展である」ということである。

③韓国における金融制度改革の背景は、国家主導型資本蓄積、その金融面での表現としての「官治金融」体制の破綻であり、民間主導経済への転換の必要である。ちなみに、官治金融とは、政府の直接統制による信用割当および不良債権吸収であり、これを韓国銀行と財政が支えていたのであり、この官治金融が財閥支配を強化した。すでに70年代末の債務危機において、韓国経済の中心をなす財閥（大企業）の非効率性、高債務体質・低採算性、および対外債務依存の限界が現れ、80年代にはその転換が図られた。たとえば80年代における非通貨機関の拡充と私債市場の制度的な取り込みのこころみもその一環である。だが、実際には政府主導、財閥中心は変わらなかった。しかし90年代に入り、輸出競争力の低下など韓国経済に陰りがみえだすと、矛盾が一挙に噴出した。

④韓国政府は民間主導型への金融機関の変化を財閥にその所有を委ねる形で行い、これによって金融市場開放・国際的競争へ対応しようとしている。しかし「政府の財閥による金融機関の所有・支配の拡大策は、財閥政策の失敗による韓国経済の危機的状況を財閥の力によって抜け出そうとするものといわざるを得ない」。韓国経済の危機は、政府主導型で財閥中心の成長方式・蓄積方式の破綻である。「韓国の財閥は政府からさまざまな政策的支援を受けながら急速な資本蓄積を行ってきた。政策金融と呼ばれる優遇的金融支援と外資の導入、高インフレによる資本蓄積、非業務用不動産投機などによって資本の高蓄積を行ってきたのである。このように韓国政府は財閥による経済開発政策を採ってきたことで、長い間価格競争と新規参入の制限を行ってきた結果、財閥は国家の庇護下で事業を拡大し、膨大な数の子会社や系列会社を有する大企業グループへと成長するようになった」。いまこれが破綻している。しかし財閥は再編のための資金を必要とし、それがいっそうの金融支配、新たな銀行支配の要求を生みだし、政府は経営主体の確立という誤った診断でこれを容認している。「政策金融」の破綻が金融改革を必要としているのに、この破綻をもたらした主役である財閥に金融改革を委ねるのでは問題の解決にはならない。

⑤日本も韓国も間接金融主体の資金供給で高成長をとげ、それが変化してきたこと、ともに外圧が金融自由化の大きな要因であったこと、国際的な自由化の構成部分であることなど共通点もある。しかし、日本における金融制度改革の背景はなによりも高成長から低成長への移行にともなう資金不足から資金過剰への変化であった。これに対して韓国は企業も金融機関も資金不足状態からは脱していない。したがって日本のような過剰貨幣資本は存在しない。これは両国の資本蓄積の発展段階の違いによるものである。韓国の金融制度改革のもっとも大きな背景は、財閥中心の官治金融の破綻、民間主導経済への移行の必要なのである。だが、日本の金融制度改革がマネー・ゲームの横行や金融寡占化の進展をもたらすという問題をも

っているとすれば、韓国のそれは破綻した財閥支配の再編強化という大きな問題をもっている。

## II. 審査の結果の要旨

審査委員会は11月28日午後6時より最終試験を行った。

そこではまず、申請者自身が研究史上、本論文がどのような意義をもち、また限界をもっていると考えているのかが問われた。これに対して、まず第一に韓国、日本それぞれの金融制度改革については膨大な研究があるが、両国の比較検討という点では先駆的な意味をもっていること、第二に、韓国の財閥の再編と金融制度改革との関係を明らかにした点、この二点が本論文のもっとも重要な意義であるとの回答があった。また国際的な金融資本の運動の分析が不足していること、資料の制約からなお財閥の金融支配の実態について究明すべきことが残されていること、この二点が本論文の限界であり、今後の研究で発展させるべき課題であるとの回答があった。

審査においてもっとも論議が集中したのは、韓国では日本のような過剰貨幣資本はまだ発生していないとする本論文の認識についてであった。これについて申請者からは、韓国の金融制度改革の「外圧」の部分を見れば、国際的な過剰貨幣資本の運動に組み込まれている部分があることは確かであるが、韓国内部では依然として資金不足と把握するべきであるとの回答があった。

さらに、審査員が提起したその他の疑問や質問にも申請者は的確に応答した。

こうした試問をとおして、全体として、本論文は次の二点において際立っていることが審査委員

会において確認された。

ひとつは、日本、韓国の文献の徹底した渉獵と英語文献と欧米の論争史の把握の的確さである。いまひとつは、本論文の狙いどおり、資本蓄積の観点から大きく両国の金融制度改革の違いを描き出し、その問題点を解明することに成功していること、である。

なお、本論文の韓国の部分のエッセンスは金融学会の97年度春季大会分科会で報告され、さらに全国銀行協会連合会（全銀協）の雑誌『金融』に寄稿を依頼され、論文として発表されている。このことは本論文の主要内容がすでに学界で高い評価を与えられていることを示しているということも、審査結果に加えて付記しておきたい。

## III. 最終試験の結果

- (1) 学位論文、およびそれに関連のある科目

優

- (2) 外国語（2か国語）

立教大学学位規則第9条の規定により免除

## IV. 学位授与の可否（意見）

「審査の結果の要旨」にあるとおり、本論文は当該テーマにつき学界に寄与する高い水準をもった論文であり、博士（経済学）の学位を授与することを可とする。